

長浜市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月25日

長浜市長 浅見 宣義

長浜市規則第33号

長浜市財務規則の一部を改正する規則

長浜市財務規則（平成18年長浜市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第33条第3項第2号中「第165条の6第2項及び第3項」を「第165条の5第2項及び第3項」に改める。

第42条を次のように改める。

（徴収又は収納の委託）

第42条 市長は、法第243条の2の規定により公金の徴収又は収納に関する事務を委託しようとするときは、会計管理者と協議し、次に掲げる事項を記載した契約書により契約しなければならない。

- (1) 委託事務の内容
- (2) 委託期間
- (3) 徴収又は収納の方法
- (4) 指定金融機関等への払込み
- (5) 委託の金額及び支払の方法
- (6) 危険負担等
- (7) その他必要と認める事項

2 市長は、前項の規定による委託をしたときは、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 法第243条の2第1項に規定する指定公金事務取扱者（以下「指定公金事務取扱者」という。）の名称及び住所又は事務所の所在地
- (2) 指定をした日
- (3) 委託をした日
- (4) 委託期間
- (5) 委託した公金事務に係る歳入の種類
- (6) 徴収又は収納の方法
- (7) その他必要と認める事項

3 市長は、指定公金事務取扱者からその名称及び住所又は事務所の所在地の変更の届出があったときは、当該届出に係る事項を告示するものとする。

4 市長は、法243条の2の3第1項の規定により指定公金事務取扱者の指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

5 指定公金事務取扱者が公金を徴収又は収納したときは、速やかに指定金融機関等に払い込むとともに、次に掲げる事項を記載した書類を作成し、出納機関に提出しなければならない。

- (1) 会計の年度及び区分
- (2) 前月の繰越額
- (3) 当月の調定額及び収入済額
- (4) 当月の払込額
- (5) 当月の残額
- (6) その他必要と認める事項

第43条第2項中「第165条の7」を「第165条の6」に改める。

第80条を次のように改める。

(支出事務の委託)

第80条 市長は、法第243条の2の規定により支出に関する事務を委託しようとするときは、会計管理者と協議し、次に掲げる事項を記載した契約書により契約しなければならない。

- (1) 委託事務の内容
- (2) 委託期間
- (3) 支出の方法
- (4) 委託の金額及び支払の方法
- (5) 危険負担等
- (6) その他必要と認める事項

2 市長は、前項の規定による委託をしたときは、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
- (2) 指定をした日
- (3) 委託をした日
- (4) 委託期間
- (5) 委託した公金事務に係る歳出の種類
- (6) 支出の方法
- (7) その他必要と認める事項

3 市長は、指定公金事務取扱者からその名称及び住所又は事務所の所在地の変更の届出があったときは、当該届出に係る事項を告示するものとする。

4 市長は、法243条の2の3第1項の規定により指定公金事務取扱者の指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

5 指定公金事務取扱者が公金の委託支払をしたときは、速やかに次に掲げる事項を記載した書類を作成し、関係書類とともに出納機関に提出しなければならない。

- (1) 会計の年度及び区分
- (2) 委託額、精算額及び差引残額
- (3) 精算の内訳
- (4) その他必要と認める事項

第87条第5号を次のように改める。

(5) 指定公金事務取扱者

第89条第1項中「第165条の5」を「第165条の4」に改める。

第105条中「収入事務受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第116条第2項中「第165条の6第2項」を「第165条の5第2項」に改める。

第117条中「第165条の6第3項」を「第165条の5第3項」に改める。

第150条第1項第4号を次のように改める。

(4) 指定公金事務取扱者

第153条中「第243条の2の2第1項後段」を「第243条の2の8第1項後段」に改める。

第154条第1項中「第243条の2の2第1項前段」を「第243条の2の8第1項

前段」に改め、同条第2項中「第243条の2の2第1項後段」を「第243条の2の8第1項後段」に改める。

様式第43号を次のように改める。

公金振替書

（単位：円）

会計名		本日受高	本日払高
		振替	振替
一般会計			
特別会計			
現金 歳入 歳出 外			
基金			
会計 企業			
合計			

年 月 日付で上記のとおり振替してください。

年 月 日

長浜市指定金融機関 御中

長浜市会計管理者 印

公金振替済通知書

(単位：円)

会計名		本日受高	本日払高
		振替	振替
一般会計			
特別会計			
現金 歳入 歳出 外			
基金			
会計 企業			
合計			

年 月 日付で上記のとおり振替しましたので通知します。

年 月 日

長浜市会計管理者 あて

長浜市指定金融機関

様式第64号を次のように改める。

附 則
(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 市長は、令和8年3月31日までの間は、なお従前の例により、この規則の施行の日の前日においてこの規則による改正前の第42条及び第80条の規定により現に公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務（以下この項において「従前の公金事務」という。）を行わせている者に当該従前の公金事務を行わせることができる。